

鳥獣の保護管理のあり方検討会（第1回）

議事概要

日時：令和2年1月8日（水） 13:00～15:00

場所：一般財団法人自然環境研究センター

7階 第1・2会議室

■出席者

有識者（五十音順）※座長

浅野 能昭	一般社団法人 大日本猟友会 専務理事
石井 信夫※	東京女子大学 教授
川路 則友	元 国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林総合研究所
坂田 宏志	株式会社野生鳥獣対策連携センター 代表取締役
羽澄 俊裕	環境省登録・鳥獣保護管理プランナー 兼 福島県鳥獣対策専門官
羽山 伸一	日本獣医生命科学大学 教授
三浦 慎悟	元早稲田大学 教授
水田 拓	公益財団法人山階鳥類研究所 保全研究室長

環境省

中尾 文子	自然環境局野生生物課 野生生物課長
遠矢 駿一郎	〃 鳥獣保護管理室 鳥獣専門官

運営事務局

黒崎 敏文	一般財団法人 自然環境研究センター
安齊 友巳	〃
滝口 正明	〃
荒木 良太	〃

## ■議事

- (1) 本検討会の趣旨
- (2) 各制度の課題と対応方針の検討
  - 1) 狩猟鳥獣の定義
  - 2) 捕獲許可制度（外来鳥獣の取扱い、愛玩飼養捕獲、住居集合地域における麻酔銃猟）
  - 3) 狩猟免許制度（狩猟免許取得可能年齢の引き下げ、公務所への照会）
- (3) その他

## ■配布資料

### 出席者名簿

- |          |  |
|----------|--|
| 資料 1     | 鳥獣の保護管理のあり方検討会の趣旨                        |
| 資料 2     | 狩猟鳥獣に関する主な課題と対応方針（案）                     |
| 資料 3 - 1 | 被害防止目的での許可捕獲における外来鳥獣の取扱いに関する主な課題と対応方針（案） |
| 資料 3 - 2 | 愛玩飼養目的での捕獲制度に関する現状と対応方針（案）               |
| 資料 3 - 3 | 住居集合地域等における麻酔銃猟に関する主な課題と対応方針（案）          |
| 資料 4 - 1 | 狩猟免許取得可能年齢の引き下げに関する主な課題と対応方針（案）          |
| 資料 4 - 2 | 公務所への照会に関する主な課題と対応方針（案）                  |
| 参考資料 1   | 関係法令・基本指針等（抜粋）                           |
| 参考資料 2   | 狩猟鳥獣の変遷                                  |
| 参考資料 3   | 狩猟鳥獣のうち外来鳥獣の概況について                       |
| 参考資料 4   | 外来鳥獣の捕獲許可における捕獲後の措置に関する取扱いについて           |
| 参考資料 5   | 愛玩飼養捕獲の主な経緯                              |
| 参考資料 6   | 愛玩飼養捕獲に関するヒアリング概要                        |
| 参考資料 7   | 愛玩飼養目的での捕獲許可によるメジロの捕獲数と飼養数               |
| 参考資料 8   | 住居集合地域における麻酔銃猟に関する状況                     |
| 参考資料 9   | 狩猟制度（狩猟免許取得可能年齢の引き下げ、公務所への照会）に関する状況      |

## ■議事概要

### 議事（１）本検討会の趣旨

#### 資料１について環境省より説明

質疑応答なし

### 議事（２）各制度の課題と対応方針の検討

#### １）狩猟鳥獣の定義

#### 資料２、参考資料１～３について事務局より説明

（浅野）シマリスが外来生物となっているが、正しいか。

（環境省）北海道では在来種だが、それ以外の地域では国内由来の外来鳥獣であると承知している。

（川路）参考資料１の P.7「管理の考え方」で、特定外来生物は、外来生物法に基づく計画的な防除を実施するとあるが、狩猟による捕獲は外来生物法による計画的な防除に配慮して行うべきということか。

（環境省）「管理の考え方」の趣旨として、特定外来生物であれば外来生物法に基づく防除事業を阻害しない形で狩猟鳥獣の指定の考え方を鳥獣法の中で整理しなくてはならないということを書いた。

（羽澄）外来種の侵入度合いの激化に対応するために外来生物法が制定された流れがある中で、鳥獣法の狩猟鳥獣の定義に外来鳥獣に関する文言を追加しても違和感がある。鳥獣法の中に狩猟鳥獣や希少鳥獣と同列に外来鳥獣という項を設け、一部の外来鳥獣は場合によっては狩猟の対象としても良いとする方が読み手に混乱がないのではないか。

（坂田）狩猟鳥獣を定義する目的が、登録狩猟で捕獲可能かどうかを示すだけののであれば、従来の狩猟の意味は重要でなくなり、基本指針 I 第四 1 の狩猟鳥獣選定の考え方と合わない。これまで、伝統的な狩猟の考え方から生物多様性に配慮し、社会的、経済的な観点から狩猟鳥獣が選定されてきたと思う。外来鳥獣の一部は登録狩猟で捕獲してほしいから、便宜的に狩猟獣としているだけである。狩猟や外来生物の定義を重視して別に定義するのか、登録すれば捕獲できる鳥獣を一つの枠で指定する便宜を考えるのか、どちらを選ぶとしても読み手の混乱が少ない方が良いと思う。

（環境省）現状、鳥獣法の狩猟鳥獣の中に外来鳥獣が組み込まれているので、それを一度整理し、それぞれ本来の管理の姿に当てはめていくということが望ましいと理解した。鳥獣法の中に外来鳥獣という別の定義付けをしたうえで、一部は狩猟しても良いとする複雑化するのではないか。狩猟鳥獣選定の考え方については、狩猟者の方に整然と説明する観点も必要であると思う。外来鳥獣を今後どのように鳥獣法の中で管理していくかを基本指針の中で考えていくというのが一つの対応方針と

思う。

(川路) 捕獲に占める狩猟の割合が1割以下である外来鳥獣は、狩猟における魅力、目的、価値がなくなっているのではないか。

(環境省) 割合で見ると少ないが、何千頭という単位では捕獲されている現状であれば、狩猟が外来鳥獣の減少に貢献しているともいえる。一方、登録狩猟が外来鳥獣の防除や計画的な管理に支障を及ぼすようなことがあれば狩猟鳥獣に指定することがふさわしいか、考え方を整理しなくてはならないと思う。

(石井座長) 今年度、鳥獣の保護管理のあり方検討会を2回開催するが、どこまで検討、整理を行うのか。また、今後どう検討して行くことを想定しているのか。中央環境審議会で作って検討するのは基本指針の改訂についてなのか。

(環境省) 中央環境審議会の諮問は基本指針に限らず、鳥獣の保護管理の現状や現状に対する措置についての諮問も行うことを検討している。その内容を固めるための今回の検討会と考えている。

(三浦) アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等被害が大きい主要な外来種については根絶が目的であると思うが、現状、狩猟鳥獣に指定していた効果はどの程度なのか。被害防止目的で、都道府県によっては特定外来生物に指定したうえで計画を立てながら捕獲することがメインだろう。参考資料3では、増加部分を捕獲しているくらいの効果しか生んでおらず、生態学的に個体数を増やすことに繋がっているように感じる。また、ここ10数年の動向をみると、コウライキジ、コジュケイはゲームバードとして昔から積極的に入れ、定着しているようであるが、環境省の方針として持続的狩猟を行っていくということなのか。

(環境省) 特定外来生物は非常に多種多様であり、かつ、鳥獣法に比べると外来生物法は予算が脆弱である。また、事務についても自治体にも下ろされていない。環境省としても、あらゆる手段を使って特定外来生物の根絶に向かいたいと考えており、狩猟鳥獣に指定することで多少でも効果があるならば、あえて狩猟鳥獣から外すことは避けたいと思う。

(羽山) 外来生物法ができる前に有害鳥獣が増えてしまい、自治体の予算が足りないため外来種を狩猟鳥獣に入れてしまった経緯がある。現状、狩猟捕獲される個体よりもはるかに多い数が有害鳥獣捕獲や外来生物法で捕獲されていることから、果たして登録狩猟に効果を期待できるのか。外来鳥獣を鳥獣法の中で規定し、登録狩猟の対象とすることもできるというのが当面の整理だと思う。

(石井座長) コジュケイ、コウライキジは明らかに狩猟資源として認められており、外来哺乳類とは違う性格があるため、それを考慮してどのような位置づけにするのか。登録狩猟であっても、外来鳥獣に捕獲報奨金が設定されていることにより狩猟数が押し上げられており、位置づけとしては有害捕獲と同意であるため、その点を考慮して狩猟による捕獲数を評価した方が良い。

## 2) 捕獲許可制度 (外来鳥獣の取扱い)

### 資料 3-1、参考資料 1,4 について事務局より説明

- (羽澄) 外来鳥獣という新たな項目として整理するか、現行の法律の条項の中に点々と外来生物に関わることを書き込むのかのどちらが容易であり、読み手が分かりやすいかということだと思う。外来生物に対する国の姿勢を示す意味では、第一義に外来生物法があり、ツールとして鳥獣法のような手段があることを考慮すると、鳥獣法の中に外来鳥獣という一つの項を設ける方が分かりやすいと思う。
- (川路) 外来鳥獣の中でも鳥類の 2 種は違うとあったが、捕獲後の処置として放鳥が可能であると読み取れる。基本的に狩猟鳥は銃猟がほとんどであり、わなでは捕獲されないはずであるが、わなでの捕獲数がわずかながら鳥獣関係統計に記載されている。これは錯誤捕獲の可能性が考えられないこともないが、狩猟鳥を生きたままわなで捕獲することは非常に困難であり、同じ外来鳥獣でも獣類と比べて放鳥獣の危険性は少ないと思う。許可捕獲でコウライキジの卵が平成 23 年に沖縄で 1870 個採取されており、採取した卵の用途は不明だが、孵化させた後に放鳥した可能性もある。
- (環境省) 基本的にはわなで鳥類を捕獲することは登録狩猟では禁止されており、許可捕獲での可能性はあるが困難である。狩猟では、卵は捕獲できないが許可の中で採取した卵については採取された目的を確認したいと思う。
- (坂田) 放鳥獣の基準を基本指針で定めて欲しいとの要望があるが、都道府県独自の基準が作れるのになぜ基本指針に基準を求めているのか。
- (事務局) 事情はアンケートでは読み取れないが、都道府県は、鳥獣保護管理事業計画を独自に定めること可能であるが、国が示した基本指針に沿った形で策定していると思うので国が定めた基準があれば計画に書きやすいという意味かと推察する。
- (坂田) 近隣の都道府県から次々と放鳥獣されたら困るからと考えた。裏の事情が知りたかった。
- (坂田) 外来生物も含めて許可捕獲対象種は、闇雲に放鳥獣してはいけないと基本指針にも書かれている。外来生物でなくても、放鳥獣が必要となる特別な理由がない限りは基本的に飼養するか殺処分すべきである。
- (環境省) 参考資料 1 の P.7 に示している通り、基本指針の外来鳥獣に関する記述部分では、捕獲後の処置については明記されていない。外来鳥獣の捕獲後の処置については捕獲の目的毎に個別に考えるべきなのか、目的によらず外来鳥獣としてどう扱っていくのかを考えるべきかを含めて検討したい。外来種に限らず、被害防止の考え方から、基本的に捕獲した鳥獣の処置として飼養か殺処分かの対応が適応されるだろうというご意見については検討していきたいと思う。
- (石井座長) 実態として捕獲許可を取って捕獲し、遠方へ放すということもあり得るという

ことだろう。

(環境省) 放鳥獣できる状態になっていることは望ましい状況ではない。そういう意味で課題として書いた。

(石井座長) 外来鳥獣に特定せず、在来鳥獣ならば放してしまっても良い場合もあるため、捕獲後どのように対処するか明記することを許可の際に申請させるということかと思うが、在来種も含めて捕獲した鳥獣を放すことについて検討する必要があるだろう。

## 2) 捕獲許可制度 (愛玩飼養捕獲)

### 資料 3-2、参考資料 1, 5 ~7 について事務局から説明

(川路) 参考資料 7 の捕獲数と飼養数の減少傾向から推察すると、現在の飼養数は 0 羽に近いと思う。メジロに関しては大陸産のメジロが輸入されることもあるが、飼養数が実際に 0 になるかどうかは、基本的には取締の問題である。狩猟鳥であれば狩猟期間内に生け捕りにしたものは飼育可能か。また、その譲渡も可能か。

(環境省) 狩猟で捕獲した個体は、飼養も譲渡も可能である。飼養登録の制度自体は狩猟鳥獣以外を対象としているため、狩猟鳥獣を捕獲して飼育するということであればその後は登録、更新などしなくても飼い続けることが可能である。

(事務局) これまで実施してきたヒアリングの中でも話題となったが、狩猟鳥を飼育するとなると、登録する必要がないため、狩猟で捕獲したものと違法捕獲によるものと区別がつかない。そのため個体識別等についての課題はある。

(水田) 参考資料 7 をみると平成 23 年に約 7,000 頭飼養されているが徐々に減少している。野外でのメジロの最長寿命は 8 年弱となっている点からも現在では飼養のメジロの数も減ってきていると思う。合法的に捕獲、飼養されているメジロはこのままでも良いと思うが、問題は違法で飼われているものであり、取り締まりの強化が必要だと思う。地方の高齢者は、違法であることを認識していないケースもあるので普及啓発も重要だと思う。

(三浦) 日本人と自然との関係から、愛玩飼養目的の捕獲がなくなれば良いという話でないと思う。昭和 32 年に愛玩に飼養目的の捕獲は禁止すべき、昭和 53 年に愛玩飼養については廃止することが望ましいという答申の背景は何だったのか。

(環境省) 前提として、昭和 53 年の自然環境保全審議会の答申の中に鳥獣は自然のままに保護すべきという理念が初めて明記されたという記録があり、そのような経緯から「廃止することが望ましい」となったのだと思う。

(三浦) 野生鳥獣は自然のままに観賞することが正解というものではなく、捕獲飼育する楽しみ方も正解なのではないか、飼育しても構わないという方向持っていくという意図はないが、このあたりの根本部分についての議論が整然としていない。昭和からの愛玩目的の飼養・捕獲を禁止してきた大きな流れとして、現在まで到達してお

- り、このままの流れで決めてしまっているのかという問題も残る気がする。
- (環境省) 前回の基本指針で総合的な検討を行うとした背景としては、昭和に示されたものが現在までその方針を変えずに来ていることがある。そのため平成 29、30 年度のヒアリングは、結論を環境省から提示するのではなく 4 つの観点について議論が今後進められる余地があるのではないかを考えながらフラットに専門家にヒアリングを行ってきた。
- (川路) なぜ愛玩目的の飼養が許可された鳥類の種数が段階的に減ってきているのか。
- (環境省) 最終的には 0 種にする目的で少しずつ減らしてきたが、飼養数少なかった種から外していったという話であったと思う。
- (事務局) 飼養数の少ないものから減らしてきた経緯がある。昔は益鳥、害鳥と分けていたが、愛玩のための飼養を目的に取り上げられている鳥たちのうち、益鳥であることを外す理由としているような意見も見受けられた。
- (環境省) 対応方針をまだ具体的に示せていないが、今年度も愛玩目的の捕獲を原則禁止としている中で飼養数が多い都道府県にヒアリングを行い、現場の飼養者の方や愛玩飼養したいという方にニーズを深掘した上で対応方針を検討していきたいと考えている。
- (羽山) 問題点を 2 つに分けた方がよい。そもそも野鳥を飼養して良いのか否か。そして飼養して良い場合に、愛玩目的で野生個体を捕獲しても良いのか否かというのは全然意味が異なると思う。一方で、野生鳥獣を飼養して良いかという話では、現実問題として、狩猟鳥獣の問題や救護個体(傷病鳥獣として保護される)をどうするかといった問題もある。全国に毎年数千羽単位で野生に返せない鳥類が救護されており、一部の都道府県ではボランティア制度を作りボランティアの方に飼養いただいている事例もある。そのような個体を野外に出られない方に飼養していただくようなこともありなのではないか。また、愛玩目的であるならば、野鳥でなくてはならない根拠が必要であり、必ずしも野鳥である必要はないと思う。
- (三浦) 日本人と野生動物との多様な関係を一律に失ってよいのかという問題もある。飼養目的で野鳥を捕獲することの非なのかどうか、どのようなルールがあれば可能となるのかといったことが、議論の対象になると思う。自然下で外来種が増えている中で愛玩飼養の目的で輸入される外来種が更に増えていくのであれば、一定のルールの中で十分に供給できる国産の鳥類を用意して飼えるというオプションもありかもしれない。一定期間飼育したら放鳥するというルールの下で飼養させる方法など、議論の広がりがあるかと思う。
- (環境省) 過年度に海外事例の収集もしているので、様々な観点から議論が必要であると理解した。
- (坂田) 平成 23 年の愛玩飼養目的での捕獲許可によるメジロの捕獲数が約 2,400 羽からほぼ 0 羽になっているが、このニーズが消失する際に何か議論があったのか。ある

いは、現在でも議論があるのか。

(環境省) 今年度の業務で2県程度、飼養数が多い県にヒアリングを行っており、水面下におけるニーズを拾いたいと考えている。

(坂田) 今現在、飼養数が多い県ではなく、平成23年に捕獲許可数が多く、現在ではほぼ0羽になった県へのヒアリングも必要ではないか。また、別の観点で、もし飼養することに、繁殖技術や飼育技術・文化面を確保するなどの意義があるなら、参考資料1のP.10の六には他にも適用できそうな許可条件がある。本当に公益的な意義があるのなら、これらの条件の許可で対応可能なのではないか。その場合、これらの許可目的には、明確な基準があるのか。また、公益的な意義があれば許可ができ、個人の飼養であれば許可はできなくなるが、その飼養に公益的な価値があるという主張もある中で、愛玩飼養目的許可を廃止するなら、他の目的の許可基準のあり方も問われてくるのではないか。

(環境省) 愛玩飼養の目的の中に様々な目的が含まれる可能性も考慮し、整理したうえで既存の目的、新たな目的といったものに当てはめられるならば、愛玩飼養の在り方を変えていくように検討していきたいと考えている。

(川路) 現状、外国産小鳥類の生態系に与える影響はほとんど証明されていない。和鳥を合法的に飼えるようにした場合、捕獲用のわなの流通、和鳥を供給する組織等が出現し、歯止めが利かなくなるように思う。これまでの和鳥の愛玩飼養目的の捕獲を禁止する流れを考慮すると、本来は0種が最良であるはずである。徐々に対象種を減らしても問題がないならば、最初から0種でもよかったように思える。

(水田) 愛玩飼養は原則禁止だが、野外の個体群に影響を与えないならば、合法的な愛玩飼養があっても良いと思う。普通種であっても近年個体数が減少傾向である報告が様々な種で挙がっているため、個体群のモニタリングは非常に重要だと思う。

(石井座長) 愛玩飼養目的の捕獲は良くないという昭和からの流れだが、その前提は、過去の価値観に囚われずに、もう一度考え直す必要があるということだと思う。また、愛玩飼養目的の捕獲が生態学的にみてどのような影響があるのかという2点に分けて検討する必要がある。

## 2) 捕獲許可制度 (住居集合地域における麻醉銃猟)

### 資料3-3、参考資料1,8について事務局より説明

(浅野) ニホンザルの市街地出没を危惧し、平成26年の法改正時に麻醉銃が導入されたが、現在は状況が変わっており、サル類より危険なクマ類が市街地に出没している状況であるため、抜本的な改定が必要である。イノシシやクマ類が市街地に出てきた際、装薬銃以外で捕獲できない場合が多いため、捕獲従事者としては制度的に発砲できるような形を鳥獣法の中で位置付けて欲しい。資料3-3の6に警察官職務執行法に基づき捕獲される場合があると記載されているが、現場の警察官に発砲の



判断を任せられても難しいのが実情である。ある程度、鳥獣法の改正の際に、市街地の中で危険性がある場合における発砲の判断制度（発砲して良いか悪いか、その際誰が発砲するか等）も決める必要があると思う。また、野生動物の市街地出没の対応が猟友会の役割と思われることがあるが都道府県、市町村、警察の役割であり、現場での判断が迅速かつ的確に行える基準と制度の検討をして欲しい。

- (羽山) 自治体・警察・消防と捕獲者の間でコミュニケーションがほとんど取れていない。そのため、警察・消防と自治体・捕獲者がお互いに不信感があり、職務執行法に基づき対処するとあるが自治体によって現場の対応は様々である。麻醉銃の使用云々の問題ではなく都市部に大型野生動物が大量に侵入してきている実態について具体的に考える視点が必要である。野生動物の市街地出没についての問題の一つが、マスコミが出没した野生動物を追うことであり、警察や自治体も追いかけ回すので結果的にけが人が出る。都市部に大型動物が出没した際の具体的な対応のノウハウの普及、蓄積が不十分であるため、具体的に構築すべき体制や、状況に応じて必要な対応についての全体像を示すことが必要だと思う。
- (羽澄) 法律上で議論する段階ではなく、人口減少とともに自治体の現場での状況は変化してきている。どのような体制が可能なのか自治体と議論し、それを作るにはどのような法制度なら可能なのかといったプロセスを経るような議論をすべきである。狩猟者が高齢化し、普段からイノシシ・シカの捕獲に追われ、なおかつ市街地に出没した野生動物の対応に一杯一杯の状況から、猟友会に全て任せる体制は変えるべきである。
- (坂田) 市街地出没した野生動物に対して職務執行法に基づいて対処するとあるが、具体的な運用が十分に裏付けされた制度や体制でなければ警察も猟友会も責任を負えない。
- (石井座長) 麻醉銃猟のみに限定せず、もう少し問題を大きくとらえて対応を検討することだと思う。
- (三浦) 猟友会員が違法発砲だと指摘を受けたことはあるか。
- (浅野) ある。依頼を受けて発砲したが、後に批判が出て銃登録の更新の際に更新させないといった事例がある。また、発砲機会があったが警察官が判断できないまま発砲機会を逃し、住民が野生動物に襲われたという事例もあった。
- (環境省) なぜ装薬銃の使用が住居集合地域で禁止されているかという住民の安全確保という大前提があったからであり、麻醉銃に関してはある程度のガイドラインを示したうえで実施できるようになった次第である。住民の安全確保も当然ある中で様々な機関と調整し、麻醉銃だけでなく市街地出没の対応にふさわしい形にしていけるように検討していきたい。
- (羽山) 市街地出没についてサル類の危険性が挙げられているが、現在問題となっているのがクマ類とイノシシである。クマ類とイノシシを一発で不動化させる麻醉薬が国

内で認可されていないことが問題だと思う。

(環境省) そのような麻酔薬が使えれば良いということか。

(羽山) ただし不動化するまでの時間がかかるので、安全確保は必須である。

### 3) 狩猟免許制度 (狩猟免許取得可能年齢の引き下げ、公務所への照会)

#### 資料 4-1,2、参考資料 9 を用いて事務局から説明

- (羽澄) 現状、獣類があふれる状況の中で、一般狩猟よりも許認可の管理捕獲または、市街地出没に対する捕獲技術者が必要となってきた。捕獲従事者を増やさなくてはいけない状況を考慮すると、環境省の取り組みとしては不十分である。趣味の狩猟ではなく、社会が必要とする捕獲事業の実行者を増やす前向きなビジョンを環境省が示すべきである。
- (環境省) 法改正による狩猟免許取得可能年齢引き下げにより狩猟免許取得者、捕獲従事者が増加したかの観点からみると更なる取り組みが必要だと感じている。これまで環境省はすそ野を広げる取り組みを中心に取り組んできたが、実際に捕獲に取り組める人の育成をどのように後押ししていくかを今後考えていきたい。
- (浅野) 鳥獣法の流れ自体が、狩猟は趣味であると体系が組み立てられてきたが、時代が変わってきており、有害駆除に参加できる狩猟者が高齢化し、いなくなる時代が来る。有害鳥獣駆除の担い手としての狩猟者の育成についても考え方を整理し、具体的な内容についても鳥獣法の枠組みに入れる必要が出てきていると思う。
- (三浦) わな猟中心では個体群管理には対応できないと思う。また、ある程度の狩猟圧をかけていかななくてはいけない状況でくくりわな中心の猟法ではなく、違うツールを考えていく必要があるのではないか。
- (羽山) 現状、シカ、イノシシに関しては半数以上が狩猟による捕獲ではなくなっており、公的な捕獲が今後必要である。公的な捕獲の担い手は、一定の技術を持つプロ集団である必要があるため、国が公的な捕獲の制度、担い手、免許制度を考えなければならない。また、ヨーロッパでは CSF を拡散させないため基本的にくくりわなではなく銃で捕獲しているため、日本でも銃を使える公的な狩猟者を早急に検討、育成しなければ今後の共通感染症対策など立ち行かなくなる。
- (環境省) 公的な捕獲者というと、現在の狩猟者や市町村の捕獲隊、認定鳥獣捕獲等事業者等を捕獲の担い手として期待して法改正を行ったものであり、総合的に育成していく必要があると思う。これまで、環境省としては銃猟に特化した方針を示してきたわけではないが今の意見を踏まえて検討していきたい。
- (石井座長) 狩猟免許取得年齢引き下げの問題も、少し大きな観点からどのように位置付けていくかの検討が必要だと感じた。次の検討会ではそのあたりが比較的大きな話になると思った。

### 議事（3）その他

（羽澄）一連の議論で愛玩飼養の「歴史的観点」等あったが、本検討会の議題の中で狩猟は、最も文化的な観点でとらえなくてはならない。各地の狩猟者は誇りと信念を持って狩猟を行っている。管理捕獲は仕事として行っているが、命をもらって行う狩猟（伝統）とは異なっており、外来鳥獣を狩猟鳥獣に含めるのもそれに反している。そのため外来鳥獣と狩猟鳥獣の関係について整理し、外来鳥獣の取り扱いを別個にしていくことを検討して欲しい。

（環境省）管理捕獲と狩猟は別物として法制度でも扱って区別しているので、そのあたりも留意して検討していく。

以上